

平成24年度及び25年度に富岡市が発注する調査、測量、コンサルタント等の業務の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示を次のように定める。

平成23年9月30日

富岡市長 岡野光利

平成24年度及び25年度に富岡市が発注する調査、測量、コンサルタント等の業務の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、平成24年度及び平成25年度において富岡市が発注する調査、測量、コンサルタント等の業務(以下「委託業務」という。)の一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格に係る基本的事項及び申請の時期、方法等について次のとおり定める。

1 競争入札に参加できる者の資格

競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件に該当する者で、市長の行う審査により競争入札に参加するために必要な資格(以下「入札参加資格」という。)を有すると認定された者とする。

- (1) 別表第1の左欄に掲げる業務の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるもの及び当該業務の実績を有する者であること。ただし、法律で登録が義務付けられている業務については登録を受けた者に限る。
- (2) 納付すべき税を完納している者であること。

2 入札参加資格審査の申請方法

入札参加資格審査を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、電子情報処理組織(市長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用した入札参加資格審査の申請(以下「電子申請」という。)を市長に行わなければならない。

3 申請の受付期間

申請の時期は、平成23年11月24日から同年12月19日までの間とする。ただし、当該期間以外に別途期間を定めて電子申請を受け付けることがある。

4 添付書類等

申請者は、申請後、別表第2に掲げる書類を直ちに群馬県CALS/EC市町村推進協議会に提出しなければならない。ただし、委任状については市企画財務部財政課に提出するものとする。

5 電子申請に使用する言語等

- (1) 電子申請は、日本語により行わなければならない。電子申請に使用できる漢字は、JIS第1水準及び第2水準とする。申請内容においてこれ以外の漢字を使用している場合は、申請可能な他の漢字又はひらがなに置き換えるものとする。

(2) 財務諸表は、日本語により行わなければならない。

なお、その他の書類で外国語により記載してあるものは、その日本語による訳文を付記し、又は添付しなければならない。

(3) 電子申請及び添付書類の金額表示は、日本国通貨でしなければならない。

なお、日本国通貨への換算に当たっては、出納官吏事務規定（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に規定する外国貨幣換算率の例によるものとする。

#### 6 資格審査の結果の通知

市長は、資格審査の結果、資格を認定したときは、申請者に電子情報処理組織を使用して通知するものとする。

#### 7 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。ただし、3 のただし書の電子申請に基づく入札参加資格審査における入札参加資格の有効期間は、入札参加資格の認定の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

#### 8 申請内容の変更の届出

電子申請後、申請内容に変更があったときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して市長に申請するとともに、当該変更に係る添付書類を 4 に準じて提出しなければならない。

#### 9 入札参加資格の取消し等

競争入札に参加しようとする者又は現に競争入札に参加する資格を有する者が、次に掲げる事項のいずれかに該当するとき、又は該当するに至ったときは、その申請を却下し、又は入札参加資格を取り消し、若しくは相当の期間、資格を停止することがある。

(1) 申請内容及び添付種類の記載事項を故意に偽ったことが判明したとき。

(2) 令第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する次の事項に該当したとき。

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

ウ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

エ 落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた者

オ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

カ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

キ イからカまでのいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

#### 10 申請情報の取扱い

(1) 各申請者から申請された内容（以下「申請内容」という。）については、資格審査後、その一部（本社又は委任先営業所の商号又は名称、所在地、代表者氏名及び業務内容等）について公開する。

(2) 申請情報について、暴力団関係該当の有無を関係機関に照会することがある。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（失効）

2 この告示は、平成 26 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表第 1 ( 1 関係 )

測量業務	測量法 ( 昭和 24 年法律第 188 号 ) 第 55 条の規定により登録を受けている者
建築関係建設コンサルタント業務	建築士法 ( 昭和 25 年法律第 202 号 ) 第 23 条の規定により登録を受けている者
建設コンサルタント業務	建設コンサルタント登録規程 ( 昭和 52 年建設省告示第 717 号 ) 第 2 条の規定により登録を受けている者
地質調査業務	地質調査業者登録規程 ( 昭和 52 年建設省告示第 718 号 ) 第 2 条の規定により登録を受けている者
補償コンサルタント業務	補償コンサルタント登録規程 ( 昭和 59 年建設省告示第 1341 号 ) 第 2 条の規定により登録を受けている者
不動産鑑定評価業務	不動産の鑑定評価に関する法律 ( 昭和 38 年法律第 152 号 ) 第 22 条の規定により登録を受けている者
土地家屋調査業務	土地家屋調査士法 ( 昭和 25 年法律第 228 号 ) 第 8 条の規定により登録を受けている者
司法書士業務	司法書士法 ( 昭和 25 年法律第 197 条 ) 第 8 条の規定により登録を受けている者
計量証明業務	計量法 ( 平成 4 年法律第 51 号 ) 第 107 条の規定により登録を受けている者
その他の業務	その他市長が別に定める者

別表第 2 ( 4 関係 )

番号	種類	様式等
1	納税証明書 (1) 法人税 ( 法人の場合 ) (2) 所得税 ( 個人の場合 ) (3) 消費税及び地方消費税 (4) 市区町村税 ( 本店及び委任先となる営業所の所在地のもの )	発行官公庁の定めた様式による。
2	登記事項証明書 ( 法人のみ )	商業登記法 ( 昭和 38 年法律第 125 号 ) による証明書
3	身分証明書 ( 個人のみ )	在住する市町村の発行したもの
4	測量等実績調書	群馬県様式
5	技術者経歴書	群馬県様式
6	直前 1 年分の財務諸表	任意の様式
7	登録証明書	発行登録官署の定めた様式の写し なお、建設コンサルタント、補償コンサルタント及び計量証明事業の登録を受けて

		いる場合は、「部門」が明記されたものの写し
8	行政書士委任状	申請の代行を行政書士に依頼する場合のみ
9	委任状	委任者及び受任者の指名並びに委任内容を明記したもの

備考

- 1 番号2、3及び8については、該当する場合のみ提出すること。
- 2 番号4及び5については、電子により提出すること。
- 3 番号7については、登録している者のみが提出すること。
- 4 番号9については、契約等の権限を代理人に委任する場合のみ提出すること。